

9 農作物

【解説】

ここには、「作物統計調査」結果から、水稻、麦類、大豆、そば、なたね、飼料作物、野菜、果樹、花きの作付（収穫・栽培・結果樹）面積、10 a 当たり収量、収穫量及び出荷量並びに水稻の被害に関する統計等を収録した。

1 調査の概要

(1) 作物統計調査（水稻、麦類、大豆、そば、なたね、飼料作物）

ア 調査対象

(ア) 水稻、麦類、大豆、そば、なたね

全国の各都道府県を対象に調査を実施している。

(イ) 飼料作物

全ての都道府県を調査対象とする全国調査を作付（栽培）面積は3年ごと、収穫量は6年ごとに実施（作付（栽培）面積及び収穫量とも直近は平成29年産）しており、令和2年産にあっては、作付（栽培）面積は全国調査、収穫量は直近の全国調査年における面積調査結果に基づき、全国の作付（栽培）面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域を調査の範囲（主産県）としている。

イ 調査期日

収穫期（但し、水稻作付面積は7月15日、大豆作付面積は9月1日）

ウ 調査方法

(ア) 水稻

作付面積は、標本単位区に対する職員又は統計調査員による対地標本実測調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

収穫量及び被害量は、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する職員又は統計調査員による実測調査並びに巡回・見積りにより行った。

(イ) 麦類、大豆、そば、なたね、飼料作物

作付（栽培）面積は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

収穫量は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査結果を基に、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(2) 作物統計調査（野菜）

ア 調査対象

全ての都道府県を調査対象とする全国調査を作付面積は3年ごと（直近は令和元年産）、収穫量は6年ごと（直近は平成28年産）に実施しており、令和2年産にあっては、作付面積及び収穫量とも調査対象品目ごとに直近の全国調査年における面積調査結果に基づき、全国の作付面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、野菜指定産地に指定された区域を含む都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県を調査の範囲（主産県）としている。

イ 調査期日

収穫・出荷終了時

ウ 調査方法

作付面積は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、

職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

収穫量及び出荷量は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査結果を基に、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(3) 作物統計調査（果樹）

ア 調査対象

全ての都道府県を調査対象とする全国調査を結果樹面積及び収穫量とも6年ごとに実施しており、令和2年産にあつては、全国調査を実施している。

なお、全国調査年以外の年にあつては、調査対象品目ごとに、直近の全国調査年における面積調査結果に基づき、全国の栽培面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び調査対象品目に係る果樹共済事業を実施する都道府県を調査の範囲（主産県）としている。

イ 調査期日

収穫・出荷終了時

ウ 調査方法

結果樹面積は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

収穫量及び出荷量は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査を基に、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(4) 作物統計調査（花き）

ア 調査対象

全ての都道府県を調査対象とする全国調査を作付（収穫）面積は3年ごと、出荷量は6年ごとに実施（直近は作付（収穫）面積及び出荷量とも令和元年産）しており、令和2年産にあつては、作付（収穫）面積及び出荷量とも調査対象品目ごとに直近の全国調査年における面積調査結果に基づき、全国の作付（収穫）面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲（主産県）としている。

イ 調査期日

収穫・出荷終了翌年2月末日

ウ 調査方法

作付（収穫）面積は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

出荷量は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査結果を基に、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

2 調査上の主な約束事項（用語の解説）

水稻・麦類・大豆・そば・なたね・飼料作物
作付面積

は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物（水稻、麦等）を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。

収穫量

収穫し、収納（収穫後、保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れることをいう。）された一定の基準（品質・規格）以上

	のものの量をいう。 なお、この収量基準は次のとおり。
米	玄米の重量とする。玄米とは、農産物規格規程に定める三等以上の品位を備えた米で、具体的には、縦目ふるい又は総合選別機で選別し、原則として目幅が1.7mmの段（目）以上に選別されたものをいう。 ただし、小粒種、被害発生等のため、特にこの基準で玄米及びくず米の区分を行うことが不適当な場合には、同規程に定める三等以上の品位に該当するまでの段について考慮する。
麦	上麦の重量とする。上麦とは、農産物規格規程に定める二等以上の品位を有するものに加え、同規程における規格外のうち一定以上の品質を有する「規格外A」相当に該当するまで唐み等で選別したものをいう。
大豆	上粒の重量とする。上粒とは、農産物規格規程に定める特定加工用大豆標準品以上の品位に該当するまで唐み等で選別したものをいう。
そば	上粒の重量とする。上粒とは、農産物規格規程に定める二等の品位に該当するまで唐み等で選別したものをいう。
なたね	子実用（食用として搾油するもの）の収量とする。なたねの検査規格は平成13年度に廃止されたことから、農産物規格規程における平成12年時点での製油用なたね及び種子用なたねの規格品位四等以上相当を一定の基準とし、各地域において一般的に取引される一定水準以上の品質を有するものの重量とする。
飼料作物	刈取り後の生草（茎）重量（刈取りが数回にわたる場合は、各回の重量の総量）とし、飼料に供し得る状態で収穫された量とする。 なお、放牧して、直接家畜の飼料に供したものも含める。
野菜	
作付面積	は種又は植付けをしたもののうち、発芽又は定着した延べ面積をいう。
収穫量	収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量をいい、自家消費等の量を含めた。この場合、市場価格の低落、労働力不足等で収穫せずには場に放棄したものは含めない。
出荷量	収穫量のうち、生食用、加工用又は業務用として販売した量をいい、生産者が自家消費した量、種子用及び飼料用として販売した量等は含めない。 なお、野菜需給均衡総合推進対策事業及び都道府県等が独自に実施した需給調整事業における産地廃棄された量は、収穫量に含めるが出荷量には含めない。
野菜指定産地	指定野菜の種別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であって、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と農林水産大臣が指定した産地をいう。
指定野菜	野菜生産出荷安定法に定められた野菜で、次の14品目をいう。 根 菜 類：だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも 葉茎菜類：はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ね

	ぎ、たまねぎ 果 菜 類：きゅうり、なす、トマト、ピーマン
果樹	
結果樹面積	栽培面積のうち、生産者が果実を収穫するために結実させた面積をいう。
収穫量	収穫、収納したものの重量をいい、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものに自家消費等の量を含めたものをいう。この場合、市場価格の低落、労働力不足等で収穫せずには場に放棄したものは含めない。
出荷量	収穫量のうち、生食用、加工用として販売した量をいい、生産者が自家消費した量、生産物を贈与した量等は含めない。
花き	
作付面積	販売を目的として、花き栽培のために利用している面積をいう。自家用として庭園等に栽培しているもの、公園などで観賞用に植え付けられているものは除く。
収穫面積	球根類及び鉢ものの類については、作付面積のうち収穫・出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積は除く。
出荷量	収穫された花きのうち、販売されたものの量をいう。育成中の球根及び苗類は含まない。
作付（栽培）延べ面積	作物の作付（栽培）面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稻二期作栽培や季節区分別野菜等により、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とする。
耕地利用率	耕地面積を「100」とした作付（栽培）延べ面積の割合をいう。
被害	ほ場において、栽培を開始してから収納されるまでの間に、風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、病虫害、鳥獣害及びその他異常の事象又は不慮の事故によって農作物に損傷を生じ、基準収量（被害なかりせば収量）より減収した状態をいう。したがって、損傷があっても減収が認められないものは、これを被害と見なさない。
被害量	農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、基準収量より減収した量をいう。
被害面積	農作物に損傷を生じ、基準収量から減収した面積をいう。
被害面積率	被害面積の作付面積に対する割合を百分比で表したものをいう。被害の広がりを示す指標として用いられる。
被害率	被害量の平年収量に対する割合を百分比で表したものをいう。被害の深さを示す指標として用いられる。